

第3次環境基本計画（H18.4）概要

環境基本法（平成5年法律第91号）第15条「政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画を定めなければならない。」（平成6年に第1次、平成12年に第2次策定）

第1部

第1章 環境の現状と環境政策の課題

第2節 第2次環境基本計画策定後の取組による主な成果と今後の環境政策の課題

【廃棄物・リサイクル対策の分野】

第2次環境基本計画策定後、循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の制定等、循環型社会の形成に向け法的整備がすすめられた。また、循環型社会形成推進計画が策定され、物質フローに関する数値目標が掲げられ、循環型社会形成に向けてあらゆる主体が取り組むための枠組みづくりも前進した。

このような取組の結果、最終処分量の減量化は進んできているが、廃棄物等の発生抑制は充分進んでいません。

根本的な要因として、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済構造が定着化していることが考えられ、循環型社会の形成に則した社会経済システムへの転換を図ることが課題となっている

第2部

第1章重点分野ごとの環境政策の展開

第2節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

【課題】

天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した持続可能な循環型社会の形成を目指していくのが喫緊の課題。

【中長期的な目標】

①資源消費の少ない、エネルギー効率の高い社会経済システム作り

バイオマスの利活用の推進

資源消費の少ないエネルギー効率の高い社会経済システムづくり

②「もったいない」の考え方に則した循環の取組みの広がり関係主体のパートナーシップによるその加速化

「もったいない」の考え方に則した様々な行動を広げる

市民・事業者・行政のパートナーシップに基づく、様々な関係主体が一体となった循環型社会の取組みの推進

③ものづくりの各段階での3Rの考え方の内部化

生産・流通・販売の各段階で3Rの考えを広く取り入れる

④廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化

新たな循環資源を供給する資源算出拠点（バイオマスプラント等）となり、自然界からの新たな資源採取の最小化に寄与していく

【施策の基本方向】

社会システムにおいては、廃棄物の発生抑制を最優先に、適切な使用、再利用の一層の促進を図るなど循環機能を高める施策を講じていく。

国民：国民は、消費者・地域住民として、廃棄物等の排出を通じて環境への負荷を与える一方で、循環型社会づくりの担い手であるとの認識を踏まえた行動をとることが求められる

事業者：事業者は、環境に配慮した事業活動に取り組む等により、自らの持続的発展に不可欠な、「社会的責任（CSR）」を果たしていく

自治体：地域の自然的・社会的条件に応じた法・条例の着実な施行等に加え、各主体間の連携の場の提供等において重要な役割を果たす。市町村は、地域単位での循環システムの構築等、住民の生活に密着した基礎的自治体としての役割を果たすことが求められている。

【重点的取組事項】

①循環型社会の形成に向けた重点政策

ア．自然界における適正な物質循環の確保等の促進

化石燃料等の再生不可能資源の使用量抑制

自然環境の保全・再生のための施策

イ．一人一人のライフスタイルに根ざした地域重視の循環型社会づくり

環境教育・環境学習を推進

各主体が連携した発生抑制対策等の先駆取組み支援

ウ．循環型社会ビジネスの振興

物の供給に代えて環境負荷の低減に資するサービサイジング等の活用の推進

環境管理システム・環境報告書・環境会計の作成・公表の自主的取組み促進

エ．循環資源の適正な利用・処分に向けた仕組みの充実

廃棄物等の発生抑制並びに適正な循環的利用及び処分に向けた取組みの促進

環境への配慮をつつ、廃棄物処理施設や最終処分場の整備等を広域的に推進

オ．循環型社会の形成に向けた国際的な取組み

「ゴミゼロ国際化行動計画」に沿って、途上国の循環型社会形成の支援

国際的な移動による汚染防止の方策を講じる

カ．地球温暖化対策等の他の環境分野との連携の強化

廃棄物等の3Rが阻害されないよう留意しながら、「京都議定書目標達成計画」

- に沿って、廃棄物熱回収の促進や廃棄物発電の導入促進等
- キ. 循環型社会形成に関連した情報の把握・提供
- 循環基本計画の進捗状況の強化・点検の仕組みを活用し、効果的効率的な実施

第2章 環境保全施策の体系

第1節 環境問題の各分野に係る施策

【廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策】

- ア. 廃棄物等のリデュース（発生抑制）
- 事業者が、製品の開発、製造、流通の各段階で、廃棄物等の発生を抑制する観点からの適切な配慮を行うことを推進
- イ. 循環資源の適正な循環的な利用の促進
- 循環資源のリユースの推進
- 循環資源の回収・リサイクルの推進
- 循環型社会の形成を図るための施設整備の推進
- 循環的な利用における環境配慮
- ウ. 廃棄物の適正な処理の推進
- 処理施設の確保
- 市と事業者の協力
- 廃棄物処理における環境配慮等

第2次循環型社会形成推進基本計画（H20.3）概要

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条「政府は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する基本的な計画を定めなければならない。

※第1次循環型社会形成推進基本計画：平成15年に策定
策定後5年度を目途に見直し

循環型社会（3Rによる資源循環）・低炭素社会（温室効果ガス排出量の大幅削減）・自然共生社会（自然の恵みの享受と継承）に向けての各取組みを統合的に推進する。

【ポイント】

① 3つの社会への統合的取組

- ・持続可能な社会の実現に向け、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組と統合して、循環型社会の形成を国内外問わず実現

② 地域循環圏の構築等

- ・最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」の構築や、3Rの国民運動を推進

③ 指標の充実

- ・従来目標を設定する指標の他に、補助指標や推移をモニターする指標を導入し、循環型社会の形成へ向けた進捗を定量的に把握・評価

④ 国際的な循環型社会の構築

- ・国際的な視点から、3Rの推進に関する我が国の主導的な役割や、東アジアにおける適切資源循環のための施策を実施

【現状と課題】

関係主体の取組みにより、最終処分量の削減等第1次計画の目標は達成する見込み
ただし、家庭系ごみの減量化は進捗が遅れている

世界的な資源制約、地球温暖化等の環境問題への対応の必要性

3Rの徹底など国内外において循環型社会の推進をより一層進めていくことが課題

○ 循環型社会の中長期的なイメージ

「低炭素社会」や「自然共生社会」に向けた取組みとも統合した、「持続可能な社会」の形成

よいものが多く蓄積され、それを活かした豊かさが生まれる「ストック型社会」の形成

〔地域の特性に応じた循環型社会（地域循環圏）、「もったいない」の考えに則したライフスタイル、関係主体の連携・協働、ものづくりなど経済活動における3Rの浸透〕

【各主体の取組】

- ①国民：マイ箸・マイバッグの利用などのライフスタイルの変革
- ②事業者：不法投棄の防止や3Rの徹底
- ③NGO/NPO、大学等：連携・協働のつなぎ手・知見の充実や信頼情報の提供
- ④地方公共団体：関係主体のパートナーシップを図るとともに、国全体の取組みを総合的に実施
- ⑤国：関係主体のパートナーシップを図るとともに、国全体の取組みを総合的に実施

【指標及び数値目標】

○目標年度 平成27年度

○物質フロー指標

①数値目標

ア. 「人口」：資源生産性→約42万円/トン（平成12年度から約6割向上）

イ. 「循環」：循環利用率→約14～15%（平成12年度から約4～5割向上）

ウ. 「出口」：最終処分量→約23百万トン（平成12年度から約6割減少）

②「低酸素社会への取組との連携に関する指標」等を補助指標として設定

③地球規模の環境問題の認識を広める指標である「隠れたフロー・TMR」などを、推移をモニターする指標として設定

○取組指標

①数値目標

ア. 一般廃棄物の減量化 {
（平成12年度比）

- ・ 1人1日当りのごみ排出量 約10%削減
- ・ 1人1日当りの生活系ごみ排出量 約20%削減
- ・ 事業系ごみ排出量 約20%削減

イ. 産業廃棄物の最終処分量→約60%減（平成12年度比）

ウ. 国民の3Rに関する意識・行動→意識：約90%/行動：約50%

エ. 循環型社会ビジネスの推進→循環型社会ビジネス市場規模約2倍（平成12年度比）等

②「レジ袋辞退率」や「3R取組上位市町村」など、各主体の取組の推移をモニターする指標を設定

ごみ処理基本計画策定指針（H20.6）概要

廃棄物処理法第6条第1項「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」に基づく策定にあたっての国の指針

ごみ処理基本計画の策定時には、「一般廃棄物会計基準」「一般廃棄物処理有料化の手引き」「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」の3R化のための支援ツールを参考にして、自らの一般廃棄物処理システムの改善を図っていく必要がある。

【一般廃棄物処理計画】

①対象地域

市町村の区域内全域

②対象となる廃棄物

当該市町村で発生する全ての一般廃棄物

対象となる一般廃棄物について、減量化や再生利用に係る具体的な推進方策や目標値を明記する必要がある

③一般廃棄物処理計画の構成

- ・長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）
- ・基本計画に基づき粘土ごとに、一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進・収集・運搬・処分について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）

【一般廃棄物処理計画の点検・見直し・評価】

P D C Aサイクルにより、継続的に自らの一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価を行う。

【他の計画との関係】

環境基本計画・循環型社会形成推進基本計画・廃棄物処理法基本方針・廃棄物処理施設整備計画・廃棄物処理計画・他の市町村の一般廃棄物処理計画との関係・その他関連する市町村計画

〈一般廃棄物処理基本計画〉

【基本計画の位置づけ】

処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定める

【基本事項】

- ①排出抑制 ②再使用 ③再生利用 ④熱回収 ⑤適正な処分

【整理すべき事項】

- ・市町村の概況
- ・ごみ処理の現況及び課題
 - ごみ処理フロー
 - ごみ処理体制
 - ごみ処理の実績
 - ごみ処理の評価
 - 市で設定した目標値を基準値とした評価
 - 国の目標値を基準値とした比較による評価
 - 全国・都道府県における平均値や類似団体の平均値を基準とした評価
- ・課題の抽出
 - 実績を整理した結果を基に、排出抑制、収集運搬、中間処理、最終処分、ごみ処理経費等の項目ごとに課題を抽出

【基本計画の策定】

- ・ごみの発生量及び処理量の見込
- ・ごみの排出抑制のための方策に関する事項
- ・分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分
- ・ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する事項
- ・ごみの処理施設の整備に関する事項
- ・その他ごみの処理に関し必要な事項

【留意事項】

- ・地球温暖化防止への配慮
- ・地域の状況に応じた長期的展望に基づくシステムの選択
- ・計画の実現スケジュール

《3R化のための支援ツール》

☆「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」 (H19.6) 概要

基本方針に基づき一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示し、それにより市町村が廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するための取組みを円滑に実施できるようにすることを目的とする。

【指針の適用範囲】

市町村の行うごみの処理・市町村を対象

【標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用・適正処分の考え方】

現状を踏まえ、発生抑制を推進し、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、循環的利用に努め、その上で処分しなければならない一般廃棄物の摘瀬な中間処理及び最終処分を確保するものとする。

【一般廃棄物処理システムの評価の考え方】

環境負荷面、経済面等から、客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明できるよう努める。

【循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のための取組みの考え方】

- ・一般廃棄物処理計画への位置づけ
- ・一般廃棄物処理計画の実施
- ・一般廃棄物処理計画の評価
- ・一般廃棄物処理計画の見直し

☆「一般廃棄物有料化の手引き」概要

「廃棄物処理法に基づく基本方針」に市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」と記載され、国全体の施策として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されたことに伴い、市町村が有料化の導入又は見直しを実施する際の、参考となる手引きとして作成された。

【有料化導入の目的】

一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革等

【有料化の仕組み作り】

一般廃棄物に係る現状や課題、目指すべき一般廃棄物処理のあり方を踏まえ、手数料の料金体系、手数料の料金水準、手数料の用途などを検討し、制度の仕組みを定める。

また、有料化と併せて一般廃棄物行政・事業の目的及び目標を実現するために、その他の廃棄物関連施策も検討し、施策内容も定める。

【有料化の円滑な導入及び実施】

有料化の検討段階における有料化に関する説明会の開催や、情報提供等住民への説明を十分に行う。

☆一般廃棄物会計基準概要

「廃棄物処理法に基づく基本方針」では、廃棄物処理システムの最適化の基礎情報として、また、住民や事業者に対して処理システムの必要性を説明するための資料として、市町村による一般廃棄物処理に関する事業に係るコストの分析・評価を行い、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるとされている。

一般廃棄物の処理に関する事業のみを切り出して財務情報の管理及び情報公開を行うことは、事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に把握し、事業の効率化を図るとともに、住民や事業者による事業の理解を得るために意義がある。

上記のような観点から、一般廃棄物会計の整備を進めていくため、費用分析の対象となる費目の定義や費用の配賦方法、減価償却方法等について標準的な分析方法を定めたものであり、一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計について客観的に把握することが可能になる。

廃棄物処理法に基づく基本方針（H22.12変更）概要

廃棄物処理法第5条の2「環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的な推進を図るため基本的な方針を定めなければならない。

【基本的な方向】

- 廃棄物排出量の高止まり・不当投棄等の不適正処理の未解決
地球環境問題への対応
- 循環型社会への転換を進める
- 低炭素社会との統合の観点にも配慮して取り組む
- 出来る限り廃棄物の排出を抑制し、次に不適正処理の防止その他環境への負荷を配慮しつつ、再利用・再生利用・熱回収・適正な処分

【減量化の目標値】

目標年度：平成27年度

- 排出量 一般廃棄物 平成19年度比 約5%削減（平成9年度比約9%削減）
- 再生利用率 一般廃棄物 約25%増
- 最終処分量 一般廃棄物 平成19年度比 約22%削減（平成9年度比約59%削減）

【国民の役割】

- 容器包装廃棄物の排出の少ない商品・繰り返し使用できる商品・耐久性に優れた商品及び再製品の購入に努め排出抑制に取り組む
- 商品の使用時には、故障時の修理の励行・長期使用
- 市の分別区分に応じ分別排出を行う
- 廃家電製品・廃建築材・自動車等リサイクル費用の支払い

【事業者の役割】

- 廃棄物の適正な循環的利用に努める（排出抑制・再生利用）
- 循環的利用及び処分ができるような商品の製造・販売

【地方公共団体の役割】

- 環境教育・情報提供等による住民の自主的な取組みの推進
- 一般廃棄物の適正な循環利用に努める
- 一般廃棄物処理に係るコストの分析及び情報提供
- 経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用・再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進

【廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制の確保】

- 一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分しなければならない
- 一般廃棄物処理計画の策定にあたっては、市町村、循環型社会の実現のために必要な施策を踏まえたものとし、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合性のとれたものとする必要があるとあり、一般廃棄物の発生量及び質に即して適切な処理を行うことができる体制を整備することが必要
- 収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮し、一般廃棄物の種類に応じて分別収集する等、適切な収集を行うことが可能な体制を確保すること
- 運搬に関しては、当該市町村の地勢及び人口分布に応じて効率的な運搬が行われるよう、運搬車の配車体制を整備するものとし、必要に応じて、中継基地の配置による大型運搬車への積替え等を行うものとする
- 一般廃棄物の収集運搬に関して、低公害車の導入やバイオ燃料の利用等を進める
- 廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく、地球温暖化対策にも資することから、地域の特性に応じた適切な再生利用等を推進することが必要
- 法を遵守しない悪質事業者に対し、地方公共団体は、不適正処理等の違反行為を把握した場合には、迅速かつ厳正に行政処分を行うべきである

【廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項】

- 一般廃棄物の適正な処理に必要な処理施設の整備
 - ・効率的な廃棄物系バイオマスの利活用のための施設整備
 - ・ごみ発電の熱回収に積極的に取り組む
 - ・効率的な汚水処理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、浄化槽の整備を連携して実施する
 - ・災害廃棄物を保管するためのストックヤードを整備
 - ・ストックマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の長寿命化・延命化を図る。

【その他廃棄物処理に関し必要な事項】

- レアメタル回収技術に関する研究
- 廃棄物系バイオマスの利活用推進のための研究
- 地域独自の課題について調査研究
- 熱回収の高効率化技術の開発を推進

京都府循環型社会形成計画（H19.2）概要

（「京都府循環社会形成計画」平成15年3月策定）

【京都府が目指すべき循環型社会のあり方】

- 自然や歴史的・伝統的な暮らしに学び、皆が物を大切に思う気持ちをもち、次世代に伝える社会
- 環境保全意識の高まりから、主体的に、かつ協働して環境負荷を低減する取組が展開される社会
- 環境負荷をできるだけ与えないような新しい技術の開発や、システムが構築され、循環に根ざした産業が発展していく社会
- 都市や農村等それぞれにおいて地域が活動し物質循環の輪ができるとともに、都市と農村等が共生し、新しい循環の輪が育つ社会
- 廃棄物等の発生を抑制し、再使用し、適正にリサイクルすることが、廃棄物等を処分することによる環境負荷やコスト負担より小さくなるような社会
- リサイクルや処分の家庭において、再生可能なエネルギー等の利用が促進される社会

【基本方針】

- 物質循環を基本とした活動の促進
 - 資源の利用において一層の効率化
 - ものを長期間使用すること・資源の循環利用を図る
 - 自然界へ廃棄されるものをできる限り抑制する
- 経済活動の質の転換等による環境と経済の共生
 - 労働生産性重視の経済活動から、環境の視点を重視した経済活動に転換
- 生活様式を転換し、循環型社会の形成を推進
 - 物の消費に重点を置いた生活様式を見直し、真に必要な物を必要な時に購入するとともに、手入れをしながら愛用することにより、資源の消費量や廃棄される量を減らしていく
- 発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）を重点的取組みに位置づけ、再生利用（リサイクル）を促進
- 廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり（不適正処理を許さないまちづくり）
 - 循環型社会を形成していくためには、社会全体がルールを守り、廃棄物等の発生抑制や再使用に取組み、再生利用や処分に際しては、環境への負荷ができる限り低減されるようにしていくことが基本
- 各主体の役割に応じた自主的な取組と協働取組の推進
 - 循環型社会を形成していくためには、持続的に取組を進める必要があり、そのためには、府民、事業者等各主体が、自主的かつ積極的に取り組んでいくことが重要

○府民、事業者の取組意識の醸成

廃棄物等によって引き起こされている現状の諸問題の認識、「もったいない」「しまつ」など昔からある価値観を日々の暮らしの中で再認識すること等により、府民・事業者等それぞれが循環型社会を目指して、自らが社会的な責任と役割を果たすために行動していくような意識を醸成していくことが必要

【目標】

○目標年度：平成22年度

【廃棄物量等の目標】

○一般廃棄物

ア. 排出量 約8%削減（平成11年度比）

・目標達成のための方向

過剰包装やレジ袋の削減、製品の長期使用や再使用の促進

ごみ処理の有料化や料金見直しなど経済的手法

事業所における紙ごみ、厨芥類の減量、リサイクル促進

大規模事業所への減量化指導等

イ. 再生利用率 約22%

・目標達成のための方向

市町村回収における分別収集の徹底、分別品目の拡大

集団回収を促進するための経済的、技術的支援

焼却灰の溶融化スラグの利用に向けた検討等

ウ. 減量率 基準量（109万t）の31.9%減

エ. 最終処分量：基準年の概ね半減

○家庭系ごみに係る目標

・家庭系ごみの排出量：1人1日あたり約40gの削減

○事業系ごみに係る目標

・事業系ごみ排出量：平成17年度に対して8%の削減

【目標達成のための取組】

○府民等

府民は、日常活動の全ての段階が廃棄物の発生等に関与していることを認識するとともに、地球温暖化を防止する観点からも、なるべくごみが出ないように生活スタイルを工夫するとともに、環境に配慮した製品を積極的に選択する等、消費者の立場から廃棄物等の発生抑制、再利用、再生利用の推進に積極的に参加する。

○事業者等

全ての事業者は、事業活動に伴う廃棄物等の発生抑制、再利用、再生利用を推進するとともに、循環利用できない物については、排出者責任のもとで適正に処理を行う。

消費者の使用後の製品等についても、製品の生産者等としての責任（拡大生産者責任）を有することを認識し、製品等の開発・設計段階から、長期使用、再使用、再生利用、適正処分の容易性に配慮し、使用中・使用後に生じる廃棄物の発生を抑制する等、廃棄物等問題の解決の主体としての役割を担う

○行政

市町村は、一般廃棄物処理の事業主体としての役割を担うとともに、それぞれの地域の特性に応じた循環型社会の形成を推進するため、地域住民、地域事業者等と連携し、地域内の生活環境の保全、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処理を推進する。

長岡京市環境基本計画（H13.3）概要

（平成23年度改正予定）

【基本理念】

1. すべての施策・行動を持続可能性に基づいて策定し、総合化します
2. 環境と地域経済・雇用・生活の質の改善を両立させます
3. 地域に固有の自然と文化を大切に守り、育てます
4. 社会的公正に配慮し、すべての人々と資源と環境を分かち合います
5. 資源・エネルギーが循環する地域を作ります
6. みんなが参加して、いっしょに計画をつくり、実践します
7. 持続可能な社会を実現するための教育、人づくりに力を注ぎます

〈循環部会報告〉

1. ごみ

（1）ビジョン

- ・ごみを減らして、節約したお金を健康で豊かなまちづくりに活かします
- ・ごみの焼却量がゼロになることを目指します
- ・リサイクルだけに頼らずごみを売らない買わないグリーンコンシューマー活動に取組ます
- ・モノがそのままの形で長く、繰り返し大切に、使われる仕組みをつくります

（2）ごみ減らし行動の優先順位

- ・ごみをできるだけ出さない、モノを使い切る暮らし、事業活動を行います
- ・ごみを減らす手段として意味のあるリサイクルを行います
- ・ごみはできるだけ燃やさず、環境に対して害を及ぼさない適正な処理を行います

（3）目標

ア. ごみ減らしのための教育・情報提供の仕組みをつくり、人材育成を進めます

- ・地域のごみ減量推進員の養成
- ・ごみについて市民手づくりのメディアをつくり情報発信
- ・家庭や学校、団体の環境行動基準及び認証の仕組みづくり
- ・環境エコロジーセンターの設置

イ. コミュニティー単位でのごみ減らしを進めるシステムをつくります

- ・資源ごみの分別回収及び大型ごみ交換を行う拠点を地区ごとに設ける
- ・地区のお祭りや運動会、文化祭などの催しにおいて使い捨て容器を不使用でごみゼロ
- ・学校や公的機関でのごみゼロ行動の率先実行

ウ. 消費者と流通業の間のごみ減らしのパートナーシップとコミュニケーションを

促進します

エ. ごみ減らしの行動を経済社会的に促す仕組みをつくります

- ・ごみの有料化
- ・グリーンコンシューマー活動の支援
- ・ごみに関して市民・消費者にコスト意識を持たせる情報提供

(4) 推進

- ・ごみ減らしのためのグリーンコンシューマー・パートナーシップ会議の設置

2. 生ごみ（有機廃棄物）

(1) 目標ビジョン

- ・生ごみを含む有機廃棄物の焼却をすべて廃止することを目指します
- ・食べ物を大切にし、生ごみの発生を最小にします
- ・すべての家庭、事業所からの生ごみを分別して堆肥化し、地域の循環型農業に活用します
- ・地域の循環型農業で生み出された安全な農産物で市民の健康で豊かな暮らしを創造します

(2) 施策

ア. 発生抑制に関する施策

- ・流通事業者の取り組み
- ・各家庭の取り組み

イ. 再資源化・再利用に関する施策

- ・市民と行政、事業者が一体となり、単なるごみ処理を超えて自然を豊かにし市民の健康な暮らしを実現できる自立型の有機廃棄物循環利用システムづくりに取り組みます
- ・有機物循環に関与する当事者（市民・消費者・堆肥化施設・農家・流通事業者）が互いに協力し、堆肥利用者と生ごみ排出者などの間で物質需給バランスが図られ、循環の輪を円滑につなげる地域パートナーシップシステムを構築します
- ・経済的誘導策の導入などの有機物循環を促進できる社会経済的仕組みを構築します
- ・これまで行われてきた家庭用コンポスト容器による自家処理については普及のための支援を継続します

(3) 推進体制

- ・長岡京有機物循環プランを検討するパートナーシップ会議の設置

長岡京市第3次総合計画（H13.3）

【基本方針】

1. 誰もが安心して暮らせるまちづくり
2. 自然と共生する循環型のまちづくり
3. 豊かなふれあいを育てるまちづくり
4. 歩きたくなるまちづくり
5. 活力とにぎわいを生み出すまちづくり
6. 市民と行政の協働によるまちづくり

【基本構想】

本市の目指すべき将来像や将来人口、土地利用構想について牧らかにしたもので、平成13年から平成27年に至る構想

【基本計画】

5年毎に見直しを行い、第2期基本構想は平成18年から平成22年の計画

【実施計画】

基本計画に盛り込んだ施策内容を実施するための年次計画

第2章 生活環境

第1節 環境保全型社会の形成

【基本的な方向】

廃棄物の適正な管理・処理を通じて、清潔で快適な生活環境を維持するとともに、資源のリサイクルや環境負荷の低減により、人と自然が共生する環境保全型社会の形成を目指します。

【循環型社会のづくり推進】

○主要な事業

- ・分別によるリサイクル推進事業

廃棄物の適正処理とリサイクルを進め、埋立地の延命につなげます

【廃棄物の適正管理・処理】

○主要な事業

- ・一般廃棄物等の適正処理事業

廃棄物を適正に処理し、ごみの減量化を進めることで、埋立地の延命化を図ります。

また、ごみ処理の広域化を進め、処理の効率化を進めます

- ・粗大ごみ収集運搬事業

受益者の負担により粗大ごみを処理するとともに、ごみの適正な運搬・処理により、公衆衛生・生活環境を保全します

- ・容器包装対象物収集運搬事業

市民による容器包装対象物の分別が進み、適正に処理され、リサイクルが促進されます

- ・一般家庭用可燃ごみ収集運搬事業

ごみを適切に運搬・収集することにより、快適で良好な生活環境を維持します

京都市循環型社会推進基本計画（H22.3）概要

【計画の位置づけ】

「一般廃棄物処理基本計画」としての位置づけに加え、循環型社会、低炭素社会の構築を目指す計画

【計画期間】

平成21年度から平成32年度（平成27年度を中間目標年度）

【基本理念】

○私たちが目指すまちの姿

- ・日々の暮らしの中で、家庭、地域、社会のごみを減らしていく主役は、あくまでも市民や事業者の皆さんです
- ・一つひとつの取組は小さなことでも、それらの積み重ねが、社会全体の価値観を変え、「大量生産、大量消費、大量廃棄」のシステムを変えていくことにつながります
- ・京都のまちには、昔から、ものを大切にするしまつの心や、門掃き、打ち水といった古きよき伝統や暮らしの美学といったものが、今も息づいています
- ・人々の生活に根づいた京都流の環境にやさしい暮らしや仕事のスタイルを活かし、京都のまちが持つ「市民力」や「地域力」を総結集して、「京（きょう）からみん」などで環境にええことしましょ！」を合言葉に、「世界をリードする環境モデル都市・京都」の実現を目指します

【取組目標】

- 排出量：基準年（H20年度）の32%減
ピーク時（H12年度）の50%以上削減
- 再生利用率：35%
基準年の13%増
- 市処理処分量：基準年度の35%減
- 市最終処分量：基準年の70%減
- 資源生産性：さらなる向上を目指す
- 温室効果ガス排出量：基準年の19%減
- 温室効果ガス削減量：基準年の14%増

【基本方針】

- そもそもごみを出さない
- ごみは資源、可能な限りリサイクル
- ごみは安全に処理して最大限活用

【基本施策を推進するための5つの重点戦略】

- 包装材削減推進京都モデル

- 事業ごみの減量対策
- イベント等のエコ化の推進
- 多様な資源ごみの回収の仕組みづくり
- バイオマスの利活用

【ごみ処理の基本的な考え方】

○家庭ごみ

- ・家庭から排出されるごみ中の資源可能物は、地域でのコミュニティ回収、店舗などでの拠点回収、メーカー回収及び京都市での分別収集により、それぞれ再資源化されています
- ・現在の「燃やすごみ」の組成をみると、分別されていない資源ごみがまだ含まれていることから、更なる分別の徹底が必要です
- ・レアメタルや未利用の資源可能物を新たに分別するとともに、ごみ発電とバイオガス化の併用によりエネルギー回収の最大化と温室効果ガス排出の最小化を目指します

○事業ごみ

- ・事業ごみの資源・エネルギー回収の現状をみると、大規模な事業者では分別・リサイクルが進んでいますが、比較的小さな事業者では、まだ改善の余地があります
- ・事業所から出るごみは、分別排出と分別収集を徹底し、生ごみ、紙類などの資源化可能物は民間資源化施設への誘導等を行い更なる資源化を推進する
- ・持込ごみは、資源化可能物の再資源化を図るため、民間資源化施設への誘導を図る